

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所 6号炉及び7号炉の地震等に係る新基準適合性審査（特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更）に関する資料の受取

2. 日時：令和5年4月13日（木） 16時00分頃

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 対応者

原子力規制庁 担当者2名

東京電力ホールディングス株式会社 担当者2名

5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和5年3月14日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更）のうち、地震等に係る資料の提出があった。
- (2) 原子力規制庁は、提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うためにヒアリングを行う。

6. 提出資料[※]

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 特定重大事故等対処施設の一部構築物の構造変更後の基準適合性について（添付書類六関連）
- ・ ボーリング柱状図・コア写真

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。